

富山市上下水道事業経営審議会答申書

諮問事項

上下水道事業における適正な水道料金等の設定について

2025(令和7)年5月14日

富山市上下水道事業経営審議会

本審議会は、令和6年8月26日、貴職から受けた「上下水道事業における適正な水道料金等の設定について」の諮問について、結論を得ましたので、ここに答申いたします。

富山市上下水道事業管理者 前 田 一 士 様

令和7年5月14日

富山市上下水道事業経営審議会 会長 辻 琢 也

富山市上下水道事業経営審議会委員(会長、会長職務代理を除いて氏名50音順)

会	長	辻 琢也	(一橋大学大学院法学研究科 教授)
会長職務代理		森口 毅彦	(富山大学経済学部 学部長)
委	員	上田 祐正	(富山商工会議所 専務理事)
委	員	上野 等	(株式会社ケーブルテレビ富山 代表取締役社長)
委	員	尾畑 納子	(富山県消費者協会 会長)
委	員	北岡 勝	(富山市自治振興連絡協議会 会長)
委	員	猿田 淳子	(北陸税理士会富山支部 副支部長)
委	員	高橋 ゆかり	(富山国際大学現代社会学部 教授)
委	員	田中 悟史	(株式会社日本政策投資銀行 富山事務所長)
委	員	中村 正美	(前富山市社会福祉協議会 専務理事)
委	員	西口 勉	(公募委員)

オブザーバー 石井 晴夫 (東洋大学 名誉教授) 【～令和7年3月31日】

オブザーバー 藤本 昭彦 (富山県厚生部生活衛生課 課長)

【～令和7年3月31日】

オブザーバー 清水 治 (富山県厚生部生活衛生課 課長)

【令和7年4月1日～】

(敬称略)

審議経過

開催日		審議内容等
第1回 (諮問)	令和6年8月26日	・諮問 「上下水道事業における 適正な水道料金等の設定について」 ・事業経営の現状と課題
第2回	令和6年11月7日	・今後の耐震化対策を含む投資計画と財政収支見通し
第3回	令和7年2月4日	・水道料金の改定規模(平均改定率)(案)
第4回	令和7年2月20日	・下水道使用料の改定規模(平均改定率)(案)
第5回	令和7年3月26日	・上下水道料金表の改定(案)、水道加入金の改定(案)
第6回	令和7年4月25日	・答申書(案)の確認
答 申	令和7年5月14日	・富山市上下水道事業管理者へ答申

目 次

はじめに	1
I 水道事業について	
1 水道事業の現状と今後の見通し	2
(1)経営状況と料金改定の必要性	
(2)今後の投資計画	
2 水道料金のあり方	3
(1)料金の見直し時期	
(2)料金算定期間	
(3)平均改定率	
(4)料金体系	
(5)料金改定日	
3 水道加入金の見直し	5
II 下水道事業について	
1 下水道事業の現状と今後の見通し	6
(1)経営状況と使用料改定の必要性	
(2)今後の投資計画	
2 下水道使用料のあり方	7
(1)使用料の見直し時期	
(2)使用料算定期間	
(3)平均改定率	
(4)使用料体系	
(5)使用料改定日	
III 附帯意見	9
1 料金改定についての丁寧な説明	
2 不断の経営努力と利用者サービス向上に向けた取組	
3 分かりやすい情報の発信と経営の透明性の向上	
おわりに	10

はじめに

富山市は、2005(平成17)年4月1日の市町村合併により、中核市では最も広大な市域を有することとなった。市内には、総延長約3,200km(中核市平均1,912.73km)に及ぶ水道管(中核市62市中第5位)、汚水と雨水を合わせて約2,700km(中核市平均1,470.16km)に及ぶ下水管(中核市62市中第2位)のほか、8つの下水処理場(中核市平均3か所)など、保有する資産の数量は類似都市と比較しても非常に多い。(参考:別紙附属資料 P2、P6)

こうした市民の生命と健康を守り、快適な生活環境を維持するために必要な「装置」である上下水道施設を日々適切に維持管理し質の高いサービスを利用者に提供しながら、老朽化に伴う施設の更新需要、さらには災害に備えた施設の耐震化などにも、スピード感をもって包括的に取り組んでいくことが求められている。

一方で、今後、富山市が上下水道管路等の耐震化を推し進めていくには、上下水道事業の経営基盤の強化が何よりも重要である。公営企業は、その経費を当該企業の経営に伴う収入を持って充てる「独立採算制」が経営の基本原則とされている。こうした中、富山市の水道料金は、2005(平成17)年4月の市町村合併時に7市町村の中で最も低かった旧富山市の料金体系に統一され、2008(平成20)年4月に平均13.5%の料金改定を行ったが、それ以降は消費税率の改定分を除き、料金は据え置かれてきた。また下水道使用料については、合併時には旧市町村の使用料体系が引き継がれ、2008(平成20)年4月に最も低い旧富山市の使用料に統一したうえで、平均2.8%の改定を行ったが、それ以降、水道料金と同様に今日まで16年以上据え置かれたままとなっている。

この間、人口減少の急速な進行、原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇などによって、公営企業としての富山市の上下水道事業の経営環境は年々厳しさを増している。上下水道局では、これまでも経費の節減や業務の効率化を図り、経営の健全化に資するため組織の整理統合や施設の運転管理業務の民間委託等に取り組んできたが、今後はさらに、長らく行ってこなかった料金等の改定についても議論を進めることが必要となっている。

このような状況の下、2024(令和6)年8月26日に上下水道事業管理者から本審議会に対し、「上下水道事業における適正な水道料金等の設定について」の諮問を受けた。本審議会では、2025(令和7)年から向こう5か年の主要事業計画と財政収支見通しに基づき、水道料金、下水道使用料の水準や料金体系のあり方などについて計6回の審議を重ね、ここに答申するものである。

I 水道事業について

1 水道事業の現状と今後の見通し

(1)経営状況と料金改定の必要性（参考：別紙附属資料 P3～5、P18～19）

富山市の上水道の給水収益は、給水人口の減少や節水機器の普及等により2010(平成22)年度をピークに長く減少傾向にある一方で、営業費用はエネルギー価格や物価の上昇等に伴い2011(平成23)年度以降増加傾向が続き、2018(平成30)年度を境に営業費用が給水収益を上回る状態に陥っている。実際に水道事業の収益的収支は年々悪化の一途をたどっており、2023(令和5)年度決算では約1億9千万円余りの純利益を確保したものの、現状では数年以内に赤字決算になることが見込まれている。

また、今後の施設や設備の更新に必要な財源となる内部留保資金については、2008(平成20)年度に60億円程度あったものが2023(令和5)年度には17億円程度にまで減少している。こうした中、2024(令和6)年1月の能登半島地震を機に今後一段と施設の老朽化対策、耐震対策を着実に進めていくことが求められることから、経営基盤の一層の強化が何より重要となっているが、それにはこれまでのような業務の効率化や経費削減努力だけでは限界がある。このため、公営企業の「独立採算」の原則を踏まえ、水道料金の適正化を図る観点から、長らく据え置かれてきた料金の見直しを行うことは必要不可欠である。

なお、富山市上下水道局が昨年9月に行ったアンケート調査では、今後の上下水道施設の耐震化や老朽化対策の進め方に関する設問に対し、「必要な料金改定を行うことで、信頼性の高い上下水道システムの構築を求める」意見が最も多かったほか、上下水道局に期待することとして、「安全でおいしい水を供給してほしい」(1位)「地震や災害に強い上下水道にしてほしい」(2位)「老朽化した施設を更新してほしい」(3位)という意見が上位を占めていた。このことから、安全安心なサービスを持続的に享受するために必要な応分の負担という観点から、水道料金の適正化については、利用者の理解や納得が得られるものと考えられる。

(2)今後の投資計画（参考：別紙附属資料 P10～13）

富山市上下水道局は、2017(平成29)年度から2026(令和8)年度までの10年間を計画期間とする第2次中長期ビジョンに基づき上下水道施設の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。当該10年間の投資(建設改良費)総額は、水道事業が428億円となっている。このような状況の中、令和6年能登半島地震を踏ま

え、2025(令和7)年2月に新たに「富山市上下水道耐震化計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)」が策定された。この計画では、これまで優先的に取り組んできた配水幹線の耐震化などに加え、2027(令和9)年度からの第3次中長期ビジョンの中で実施を予定していた導水管及び送水管の耐震化など事業費で約28億円規模の投資を前倒しすることで、早期に強靱な上下水道システムの構築を目指すこととしている。このことは、持続可能なサービスを安定的に提供していくために必要不可欠である。

2 水道料金のあり方

(1)料金の見直し時期（参考：別紙附属資料 P3、P29）

水道法施行規則では、「3年から5年ごとの適切な時期に料金の見直しを行うこと」とされている。

富山市の水道料金は、市町村合併前の7市町村の中で最も低い水準にあった旧富山市の料金体系に統一した「均一料金」でスタートした。その後、2008(平成20)年4月に合併後初めての料金改定(平均改定率 13.5%)を行ったが、それ以降は、流杉浄水場の運転管理業務の民間委託や組織の再編統合、職員数の削減などの経営努力を重ねる一方で、実質的な料金の見直しは行ってこなかった。このことによって、富山市の水道料金は現時点で、県内市では2番目に低い水準にあるものの、2018(平成30)年度を境に営業費用を給水収益で賄えない状況に陥るなど、経営基盤の脆弱化が進んだ要因にもなっている。

このことから、今後は、法令等に基づき適正な水道料金の設定についての検討を定期的なサイクルで行うことが必要である。

(2)料金算定期間（参考：別紙附属資料 P31）

料金算定期間が長期になればなるほど物価変動や水需要の動向等、料金算定上の不確定な要因が多くなることから、公益社団法人日本水道協会(以下「日水協」と言う。)が策定した水道料金算定要領では、「料金の安定性、原価把握の妥当性等を考慮し、その期間は、概ね3年から5年までの間が妥当」とされている。実際に富山市上下水道局が行った調査によれば、前回の料金改定からの期間の長さに比例して改定率が大きくなる傾向がある。これらのことから、料金算定期間を4年間(2026(令和8)年度から2029(令和11)年度)とすることは妥当である。

(3)平均改定率（参考：別紙附属資料 P22～31）

水道料金の算定方法は、総括原価方式である。総括原価方式は、人件費や動力費、修繕費、受水費、減価償却費などの原価に支払利息と資産維持費を加えたものとされており、資産維持費は、将来の水道施設の更新等に必要な財源として内部留保すべき額のことである。今回、富山市の適正な水道料金を算定するにあたり、この資産維持費の考え方が初めて導入された。このことの意義は大きい。

水道料金の平均改定率については、料金算定期間(2026(令和8)年度から2029(令和11)年度)における「営業収支不足分」に、将来の投資に向けた「内部留保不足分(資産維持費)」を加えた不足額を料金収入で補填することを前提として、資産維持率について①日水協の水道料金算定要領における標準値である3%、②2005(平成17)年度から2023(令和5)年度までの19年間の投資実績に基づき算出した数値である1.2%、③今回の料金算定期間である2026(令和8)年度から2029(令和11)年度まで4か年の投資見込に基づき算出した数値である0.3%の3つのパターンから検討を行った。

これに対して、委員の中には、長期的な視点に立つと、今後人口減少が一段と進行する中であって将来の設備更新等に必要な原資を適切に確保しておく必要があり、そのためには資産維持率は標準値である①3%若しくは②1.2%とすべきという意見があった。一方、富山市がこれまで長期にわたり料金改定を行ってこなかった現実や、昨今の諸物価の上昇に伴う家計負担の増大などを鑑みると、負担の急激な増加は避けるべきであり、激変緩和の観点から今回は資産維持率を③0.3%で算定することが適切であるという意見が大宗を占めた。このことから、審議会としては、営業収支不足分と内部留保不足分を確保するため、平均改定率を27.0%とすることは妥当であるとの結論に至った。

(4)料金体系

①基本料金と従量料金の構成（参考：別紙附属資料 P45～47）

富山市の水道料金体系は、他の事業体と同様、使用者が水使用の有無に関係なく負担する「基本料金」と、水の使用量に応じて負担する「従量料金」で構成されている。富山市の2023(令和5)年度決算における料金収入のうち基本料金の割合は16.2%、従量料金の割合は83.8%であり、近隣の中核市等と比較しても基本料金の構成割合が極端に低い水準にある。

今後、有収水量の減少が続くことが見込まれる中で経営の安定化を図るためには、基本料金の構成割合を現行よりも増やすことは適切である。このため、

今回の改定で日水協が策定した水道料金算定要領を参考に基本料金の構成割合を近隣の中核市等の平均と同水準である27%程度にまで引き上げることが妥当である。

②高齢者、子育て世帯等への配慮（参考：別紙附属資料 P46～47）

さらに単身高齢者（月使用水量10m³未満）などに加え、子育て中の世帯を含む標準世帯等（参考：大人2人、こども2人の世帯における月平均使用水量は23m³）については、従量料金の引き下げ又は引き上げ幅を抑制した料金表改定案となっていることは評価できる。

③その他の料金

また、公衆浴場、船舶、臨時用の水道料金については、広く公平に負担を求める観点から一般使用の場合に準じ、平均改定率27.0%を適用することは妥当である。

(5)料金改定日

料金改定の時期は、社会情勢の変化に伴う物価上昇などの影響が地域経済や市民生活に及んでいることから慎重な判断が求められる。一方で、その時期が遅くなるほど経営状況のさらなる悪化は避けられず、結果として次世代に負担を先送りする可能性がある。こうしたことから、料金改定日は、料金算定期間の始期である2026（令和8）年4月1日とすることが望ましい。

3 水道加入金の見直し（参考：別紙附属資料 P52）

水道加入金は、人口増加や高度経済成長に伴う水需要の増大に対応するため、新たな水源開発や配水施設の増強などが必要となる中、その増加する費用の負担について、新規需要者と従来からの需要者との負担の公平を期するために設けられた制度である。

この水道加入金について、富山市では、これまでも水道料金の改定と同時に見直しを行ってきた経緯があり、今回の水道料金の改定に合わせて、料金以外の財源を確保し、経営の安定化に資するため、この間の資材価格など物価の上昇率に準じて加入金を増額改定することについては概ね理解できる。

ただし、水道事業を取り巻く社会状況が、加入金制度創設当初から変化していることを踏まえ、加入金に関する他の水道事業体の動向等を今後注視し、次回の水道料金見直しの検討の際には、加入金制度の取扱いについて一旦整理することが必要であることを付言しておく。

Ⅱ 下水道事業について

1 下水道事業の現状と今後の見通し

(1)経営状況と使用料改定の必要性（参考：別紙附属資料 P 7～9、P20～21）

富山市の下水道事業は、2016（平成28）年度に計画的な面的整備が概成したことから、2020（令和2）年をピークに水洗化人口は減少局面に入っている。これに伴い、下水道収益は水道の給水収益と同様、減少傾向が今後も続くものと予測される。一方でエネルギー価格や物価の上昇等に伴い費用は増大傾向が続いている。雨水処理に関する一般会計からの繰り入れは制度上あるものの、営業費用が使用料収入を大きく上回る状況が続いており、収益的収支は年々厳しさを増している。

下水道事業についても水道事業と同じく、今後も老朽化対策、耐震対策を着実に進めていくことが求められる。そうした中であって、投資と収益の均衡を図り、健全な事業運営を維持していくためには業務の効率化や経費削減に一層努めるとともに、2008（平成20）年以降、長らく行われてこなかった使用料の見直しを行うことが必要な状況にある。

(2)今後の投資計画（参考：別紙附属資料 P10～11、P14～17）

富山市は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10年間を計画期間とする第2次中長期ビジョンに基づき上下水道施設の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。当該10年間の投資（建設改良費）総額は、下水道事業が556億円となっている。このような状況の中、令和6年能登半島地震を踏まえ、2025（令和7）年2月に新たに「富山市上下水道耐震化計画（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）」が策定された。この計画では、水道事業と同様、2027（令和9）年度からの第3次中長期ビジョンの中で実施を予定していた污水处理場の耐水化やマンホールの耐震化など事業費で約36億円規模の投資を前倒しすることで、早期に強靱な上下水道システムの構築を目指すこととしている。このことは上下水道一体で持続可能なサービスを安定的に提供していくために必要不可欠な投資である。

2 下水道使用料のあり方

(1)使用料の見直し時期（参考：別紙附属資料 P7、P40～41）

下水道使用料についても公営企業として独立採算で事業を安定的に運営していくためには、3年から5年ごとの適切な時期に使用料の見直しを行うことが必要である。

富山市の下水道使用料は、水道料金とは異なり合併時には旧市町村の使用料体系が引き継がれ、2008(平成20)年4月になって最も低い旧富山市の使用料に統一した上で、平均 2.8%の改定が行われた。それ以降は水道料金と同様、今日まで実質的な使用料の見直しは行ってこなかった。このことによって、富山市の下水道使用料は現時点で、県内市では1番低い水準にあるものの当年度純利益の減少が続くなど、経営基盤の脆弱化が進んでいる要因にもなっている。

このため、今後は、水道料金と同様、適正な下水道使用料の設定についての検討を定期的なサイクルで行うことが求められる。

(2)使用料算定期間（参考：別紙附属資料 P43）

水道料金と同様の考え方にに基づき、使用料算定期間は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度の4年間とすることは妥当である。

(3)平均改定率（参考：別紙附属資料 P33～43）

国の通知や公益社団法人日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」では、下水道使用料の算定の基礎には、資産維持費を含める必要があるとされている。今回、富山市の適正な下水道使用料を算定するにあたり、水道料金の算定と同様、資産維持費の考え方が導入されたことは意義深い。

下水道使用料の平均改定率については、水道料金における考え方と同様、料金算定期間(2026(令和8)年度から2029(令和11)年度)における「営業収支不足分」に、将来の投資に向けた「内部留保不足分(資産維持費)」を加えた不足額を使用料収入で補填することを前提として、資産維持率について①日水協の水道料金算定要領における標準値である3%、②2005(平成17)年度から2023(令和5)年度までの19年間の投資実績に基づき算出した数値である1.67%、③今回の使用料算定期間である2026(令和8)年度から2029(令和11)年度まで4か年の投資見込に基づき算出した数値である0.67%の3つのパターンから検討を行った。

これに対して、委員からは、水道事業の場合と同じ理由から資産維持率は①3%若しくは②1.67%とすべきという意見があった。その一方で、これまで富山市が長期にわたり見直しを行ってこなかった現実や、昨今の諸物価の上昇に伴う家計負担の増大などを鑑み、激変緩和の観点から、今回は資産維持率を③0.67%で算定することが適切であるという意見が大半を占めた。このことから、審議会としては、営業収支不足分と内部留保不足分を確保するため、平均改定率を19.4%とすることは妥当であるとの結論に至った。

(4)使用料体系

①基本使用料と従量使用料の構成（参考：別紙附属資料 P49～51）

富山市の下水道使用料体系は、水道事業と同様、使用者が排水量の有無に関係なく負担する「基本使用料」と、排水量に応じて負担する「従量使用料」で構成されている。富山市の2023(令和5)年度決算における使用料収入のうち基本使用料の割合は16.2%、従量使用料の割合は83.8%であり、近隣の中核市等と比較しても基本使用料の構成割合は極端に低い水準にある。

このため、水道料金と同様に基本使用料の構成割合を増やすことには一定の理がある。このことから、水道の例により基本使用料の構成割合を近隣の中核市等の平均と同水準である27%程度まで引き上げることは妥当である。

②高齢者、子育て世帯等への配慮（参考：別紙附属資料 P50～51）

さらに水道料金と同様、単身高齢者(月排水量10m³未満)などに加え、子育て中の世帯を含む標準世帯等(参考：大人2人、こども2人の世帯における月平均排水量は23m³)については、従量使用料の引き下げ又は引き上げ幅を抑制した使用料改定案となっていることは評価できる。

③その他の使用料

公衆浴場汚水の下水道使用料については、広く公平に負担を求める観点から一般家庭用の場合に準じ、平均改定率19.4%を適用することは妥当である。

(5)使用料改定日

使用料改定の時期は、水道料金の改定と同様の理由により2026(令和8)年4月1日とすることが望ましい。

Ⅲ 附帯意見

1 料金改定についての丁寧な説明

上下水道ともに18年振りとなる料金等の改定であることから、利用者(市民等)への説明を丁寧に行い、その必要性について理解と納得が得られるよう最善の努力を重ねられたい。

2 不断の経営努力と利用者サービスの向上に向けた取組

公営企業として、経費の節減や業務効率化など経営の健全性を確保するための不断の経営努力を今後も重ねるとともに、利用者サービスの向上に一層取り組まれたい。

3 分かりやすい情報の発信と経営の透明性の向上

普段から、上下水道事業の取組みや課題、経営実態などについて、広報誌やホームページなど様々な手法を用いて適時適確で分かりやすい情報発信を行うことで、経営の透明性の向上を図り、利用者から信頼される公営企業となるよう努められたい。

また、料金改定によって、今後の財政運営や管路更新等の進捗に及ぼした改善効果などについて分析し、公表することにも努められたい。

おわりに

富山市の水道事業は1934(昭和9)年、下水道事業は戦災復興都市計画事業として1952(昭和27)年に第1期事業が始まった。以来、市勢の発展とともに増大する需要に対応すべく整備を積極的に進めてきた結果、現在のような全市的なインフラシステムが築き上げられた。この資産をレガシーとして健全な形で次世代へ引き継いでいくことは現世代の重要な責務である。

本審議会では、人口減少社会の進行に加え、耐震化や老朽化の進行に伴う施設更新需要の増大など、上下水道事業を取り巻く様々な重要な課題を踏まえ、今後の投資・財政計画の妥当性などを審議した結果、世代間の負担の公平性を担保し、将来にわたって安定した経営を行っていくためには、水道と下水道のどちらも長らく据え置いてきた料金等の改定を行うことによって現在市民に応分の負担をいただくことは避けられないとの結論に至った。なお、今回は18年振りの改定となるが、上下水道事業を取り巻く社会環境は常に変化していることから、持続可能な事業運営を行っていくためには、水需要や更新需要を適切に見極めた上で、適正な料金のあり方について不断の検討が今後とも必要であることを付言したい。

この答申の趣旨を踏まえ、富山市が投資と収益の均衡を図りつつ上下水道事業の健全経営に努めるとともに、信頼性の高い強靱な上下水道インフラを次世代へ着実に引き継いでいくことを大いに期待する。